

長寿 ー 370-1  
平成27年5月20日

県指定通所介護事業所管理者 様

秋田県健康福祉部長  
(公印省略)

「指定通所介護事業所の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する秋田県指針」の制定について（通知）

平成27年4月30日付け厚生労働省老健局振興課長通知（老振発第0430第1号）を踏まえ、本県が定める標記の指針を別添のとおり制定しましたので、通知します。

なお、本指針に規定する宿泊サービスを実施する指定通所介護事業所においては、次の点について留意してください。

- 1 現に宿泊サービスを提供している事業所又は平成27年10月1日までに新たに宿泊サービスの提供を開始しようとする事業所は、平成27年9月30日までに県に届け出る必要があること。
- 2 県への届出に際しては、建築基準法、消防法及び労働基準法等の適合状況を事前に確認すること。
- 3 県への届出の有無に係わらず、宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、事業所が所在する市町村等へ速やかに連絡すること。
- 4 高齢者を入居させ、「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のうち、少なくとも一つのサービスを提供する場合は、有料老人ホームに該当するため、宿泊サービスに関する届出とは別に、老人福祉法上の届出が必要であること。

秋田県長寿社会課介護保険班（畠澤）  
電話：018(860)1363 FAX：018(860)3867  
メール：hatazawa-yuuichi@pref.akita.lg.jp